

京都大学理学研究科 新型コロナウイルス感染防止プロトコル Ver. 4.3
「管理の階層」と「構成員の健康状態」

●管理の階層

- A. 対象者
- B. 直接の連絡先
- C. 危機対応責任者
- D. 総括責任者
- E. 危機対策本部

●構成員の健康状態

- 感染者
- 濃厚接触者
- 同居者が濃厚接触者
- 新型コロナウイルス感染類似症状を呈した者
- 発熱者
- 健康者

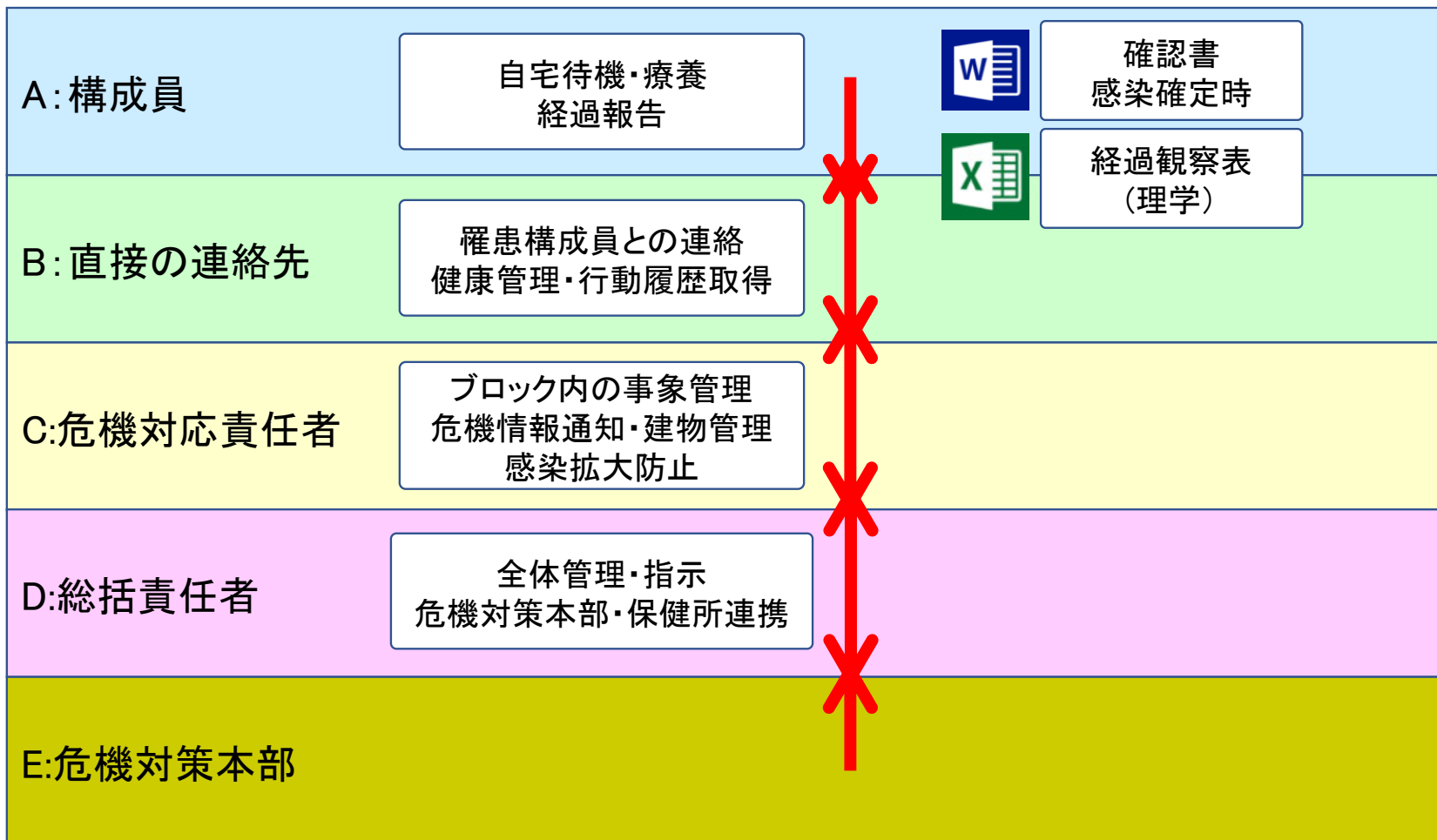
<http://statphys.scphys.kyoto-u.ac.jp/covid/>

4.2 R3.1.3
4.3 R3.2.22

理学研究科危機管理プログラムの階層構造

- 感染者
- PCR検査対象者
- 濃厚接触者
- 同居者が濃厚接触者
- 新型コロナウイルス感染類似症状を呈した者
- 発熱者
- 健康者

7つの健康状態
に分類



身分に応じた【A. 対象者】と【B. 直接の連絡先】 対照表

A：対象者	教員	研究員・大学院生 研究室所属学部学生	系登録済で研究室 未配属の学部学生	系未登録学部学生
B：直接の連絡先	自分自身or グループの長	指導教員	別紙	学部教務掛長
C：危機対応責任者	各専攻危機管理委員	各専攻危機管理委員	別紙	教育担当副研究科長
D:統括責任者				
E:危機対策本部				

A：対象者	総務課(理学担当)、図書・教務課(理学担当) 及び 専攻所属の事務職員※1	技術職員	SACRA
B：直接の連絡先	事務長補佐 or 総務企画掛長	技術長	SACRA特任教授
C：危機対応責任者	副事務長	技術部長	SACRAセンター長
D:統括責任者			
E:危機対策本部			

※1 専攻所属の事務職員は各専攻長等とも連携の必要あり

系登録済で研究室未配属の学部生

A：対象者	数学系	物理系	化学系	地惑系	生物系
B：直接の連絡先	専攻長または副専攻長	課題演習担当教員	専攻長	専攻長または副専攻長	副専攻長
C：危機対応責任者	専攻長または副専攻長	副専攻長（物1）	副専攻長	専攻長または副専攻長	専攻長

【対象者】の健康状態＝ ●健康者 の時の行動

(要請)

- ◎コロナウィルス感染防止に努める
- ◎手洗いの励行
- ◎マスク、フェイスガードの着用
- ◎居室の換気を適宜行う
- ◎発熱、諸症状を呈している場合は自宅待機し、対面の講義は連絡して欠席する。

(自粛)

- ◎事務室・学部/大学院教務への入室。
- ◎マスクをせずに長時間、近距離での議論。
- ◎感染が危惧される場所でのサークル、アルバイト活動。

(推奨)

- ◎毎日の体温、健康状態の記録
 - ◎大学構内での行動・対面講義参加などの記録
- 【経過観察表(理学)ないし(理学学生用)への記入・保管】

【対象者】の健康状態＝ ●発熱 した場合の行動

(要請)

- ◎【直接の連絡者】に発熱したことを報告する。
- ◎自宅待機(発熱中)する。
- ◎対面講義は出席せず、担当教員に連絡して、代替の講義聴講方法を指示してもらう。
- ◎感染類似症状の場合⇨●新型コロナウイルス感染類似症状を呈した場合のプロトコルを再実施

- ◎毎日の検温・症状を行い、【経過観察表(理学)ないし(理学学生用)】への記入し、自分自身で保管
- ◎健康状態に変化がある場合、すぐに報告
- ◎大学構内での行動・対面講義参加などを【経過観察表(理学)ないし(理学学生用)】への記入・保管
- ◎下熱時は、【経過観察表(理学)ないし(理学学生用)】により、【B 直接の連絡先】の許可を得て
登校・出勤

(推奨)

- ◎直近14日以前までの大学構内での行動記録・接触者を【経過観察表(理学)】に記録して保管

※ 注意する有症状として、発熱、あるいは、咳・咽頭痛・息切れ・全身倦怠感・下痢

【対象者】の健康状態＝ ●新型コロナウイルス感染類似症状を呈した場合の行動

(要請)

- ◎新型コロナウイルス感染類似症状を呈したことを、直接の連絡先に報告する。
- ◎医療機関又は保健所に相談(PCR検査を受けることも含め)する。
- ◎自宅待機(業務命令、自宅学習など)及び体調の経過観察をする。
 - ※京都府内の場合は、まず、かかりつけ医に相談(休日、夜間、かかりつけ医がない場合などは、「きょうと新型コロナ医療相談センター」(075-414-5487)に相談)
 - ※PCR検査を受けることとなった場合にも報告。
- ◎諸症状が呈するまでの体温・諸症状を【経過観察表(理学)ないし(理学学生用)】に記入・報告する。
- ◎体温・諸症状を【経過観察表(理学)ないし(理学学生用)】に記録する(登校禁止解除に必要)。
- ◎**新型コロナウイルス陽性と診断された場合** ⇨ ●感染者のプロトコルを再実施。
- ◎次の①&②を満たしていることを【経過観察表(理学)ないし(理学学生用)】で確認して自宅待機解除・復帰可能。
 - ①発症後8日以上が経過している(起算日:発症日を0日目)。
 - ②薬剤^(a)を服用していない状態で、解熱後に72時間以上が経過しており、発熱以外の症状^(b)が改善傾向である(起算日:解熱日・症状消失日を0日目)。
 - (a) 解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤 (b) 咳・咽頭痛・息切れ・全身倦怠感・下痢
- ◎その後1週間継続して経過観察を行う(再度体調不良になった場合は再び●のプロトコルを実施)。

【対象者】の健康状態＝ ●同居者が濃厚接触者となった場合の行動

(要請)

- ◎同居者が「濃厚接触者」となったことを報告する。
- ◎自宅待機すること。
- ◎連絡先(電話・メール)を伝える。
- ◎本日までの体温・諸症状を【経過観察表(理学)ないし(理学学生用)】に記入して報告する。
- ◎以後、体温・諸症状を【経過観察表(理学)ないし(理学学生用)】に毎日記録する。

- ◎同居する濃厚接触者がPCR検査を受け「陽性」となった場合、所属部局に状況を報告、保健所 及び 危機対策本部等の指示・指導のもと ⇨●濃厚接触者としてのプロトコルを再実施

- ◎同居する濃厚接触者がPCR検査を受け「陰性」となった場合、保健所と相談のもと自宅待機は解除

【対象者】の健康状態＝ ●濃厚接触者となった場合の行動

(要請)

- ◎「濃厚接触者」となったことを報告する。
- ◎連絡先(電話・メール)
- ◎濃厚接触者となった経緯を【濃厚接触者確認表】に記入して報告する。
- ◎本日までの体温・諸症状を【経過観察表(理学)ないし(理学学生用)】に記入して報告する。
- ◎自宅待機すること。
- ◎保健所の指示により、可能であればPCR検査を受診すること。
- ◎体温・諸症状を【経過観察表(理学)ないし(理学学生用)】に記録する(登校禁止解除に必要)。
- ◎発熱・有症状に変化したらすぐに報告

- ◎14日間の体調の経過観察を行い、体調に問題なければ、直接の連絡先に経過観察の結果を【経過観察表(理学)ないし(理学学生用)】で報告。
- ◎自宅待機(在宅勤務、自宅学習)が解除となる。

- ※濃厚接触者と判断されなかった場合、発熱・咳等の症状がなければ、登校・就業は可能
ただし、必ず14日間は体調の経過観察を行い、直接の連絡先に経過観察の結果を【経過観察表(理学)ないし(理学学生用)】で報告。

【対象者】の健康状態＝ ●感染者 となった場合の行動

(要請)

- ◎感染の詳細を記載した本部指定の【**感染者確認書**】で感染者となったことを報告すること。
- ◎本日までの体温・諸症状を【**経過観察表(理学)ないし(理学学生用)**】に記入して報告する。
- ◎体温・諸症状・治療の経過を【**経過観察表(理学)ないし(理学学生用)**】継続して記録すること
(登校禁止解除に必要)。

- ◎医療機関で療養する場合：医療機関・保健所の指示に従い療養すること。
- ◎自宅・ホテルで療養する場合：
 - ◎病状の変化やその他、連絡の必要があれば報告すること(1日1回は連絡することが望ましい)。
- ◎療養終了後、復帰する場合、①②の条件の両方を満たすこと。
 - ①発症後、少なくとも10日間が経過している。
 - ②薬剤(*)を使用していない状態で、解熱後に少なくとも72時間が経過しており、発熱以外の症状(**)が改善傾向(***)である。
 - (*)解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤。(**)咳・咽頭痛・息切れ・全身倦怠感・下痢など。
 - (***)各症状を4段階(なし:新型コロナウイルス感染症罹患による症状出現前と同程度、軽度:何かに集中すると忘れる程度、中等度:常に不良を感じる程度、重度:日常生活に支障をきたす程度)で評価し、すべて「なし」または「軽度」の状態が3日連続している。
- ◎その日までの【**経過観察表(理学)ないし(理学学生用)**】を提出、許可を得て登校・出勤。

【B 直接の連絡先】の所掌 ①

- 自身が【A対象者】となった場合、【別のB.直接の連絡先をC.危機対応責任者から選任する】
- ◎【A 対象者】の健康状態が
 - 発熱した時(●発熱の protocols 参照) 【A.対象者とB.直接の連絡先の間のみで対応】
 - ◎自宅待機要請(下熱まで)
 - ◎体温と諸症状を【経過観察表(理学)ないし(理学学生用)】に記録を指示する(対象者自身で保管)。また同時に、構内での行動履歴と対面講義参加の記録を推奨する。
 - ◎対象者の解熱を確認して、復帰を許可する。
- 新型コロナウイルス感染類似症状を呈した場合(●新型コロナウイルス感染類似症状の protocols 参照)
 - 【B.C.Dの個別対応チームで連携して行う】
 - ◎経緯と健康状態を調査、【経過観察表(理学)ないし(理学学生用)】でC危機対応責任者に報告する。
 - ◎自宅待機を要請する。
 - ◎対象者の健康状態変化を注視して、医療機関受診や、PCR検査を勧める。
 - ◎以後、体温・諸症状を引き続き【経過観察表(理学)ないし(理学学生用)】に記録するように指示。
 - ◎復帰については後述。

【B 直接の連絡先】の所掌 ②

◎【A 対象者】の健康状態が

●同居者が濃厚接触者となった場合(●同居者が濃厚接触者となった場合の protocols 参照)

【B.C.Dの個別対応チームで連携して行う】

◎経緯と健康状態を調査、【経過観察表(理学)ないし(理学学生用)】でC危機対応責任者に報告する。

◎発熱・症状がない場合は、登校・就業は可能

◎同居者が有症状、PCR検査陽性となった場合、C危機対応責任者に報告する。

◎以後、保健所・本部の指示のもと●濃厚接触者としての取り扱いを実施する。

◎14日間継続して経過観察を行い、【経過観察表(理学)ないし(理学学生用)】を提出。

●濃厚接触者となった場合(●濃厚接触者の protocols 参照)【B.C.Dの個別対応チームで連携して行う】

◎自宅待機を要請する

◎【濃厚接触者確認書】の提出を依頼する。

◎現在の健康状態(体温・諸症状) ◎連絡先(電話・メール) ◎濃厚接触者となった経緯を受信し、経過観察表(理学)が添付されていればともに、【個別対応チーム】へ報告

◎健康状態改善のアドバイス(医療機関受診、PCR検査など)

◎毎日の健康状態・諸症状を【経過観察表(理学)ないし(理学学生用)】に記録することを要請する。

◎復帰については後述。

【B 直接の連絡先】の所掌 ③

◎【A 対象者】の健康状態が

●感染者となった場合、(●感染者の Protokol 参照)【B.C.Dの個別対応チームで連携】

◎本部指定の【感染者確認書】の提出を依頼する。◎療養先(自宅・医療機関など)確認する。

◎療養中、体温・諸症状を【経過観察表(理学)ないし(理学学生用)】継続して記録してもらう。

◎病状の変化やその他必要なことを報告してもらう。(1日1回連絡を取ることが望ましい)。

◎復帰については後述。

◎【A 対象者】の復帰許可について

◎個別対応チームで確認・許可、直接の連絡先から復帰指示を伝える。

◎復帰する日までの【経過観察表(理学)ないし(理学学生用)】を提出させて、登校・出勤を許可する。

●感染者となった場合、療養終了後に復帰する場合、①②を満たせば復帰を許可する。

①発症後、少なくとも10日間が経過している。

②薬剤(*)を使用していない状態で、解熱後に少なくとも72時間が経過しており、発熱以外の症状(**)が改善傾向(***)である。

(*)解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤。(**)咳・咽頭痛・息切れ・全身倦怠感・下痢など。

(***)各症状を4段階(なし:新型コロナウイルス感染症罹患による症状出現前と同程度、軽度:何かに集中すると忘れる程度、中等度:常に不良を感じる程度、重度:日常生活に支障をきたす程度)で評価し、すべて「なし」または「軽度」の状態が3日連続している。

【B 直接の連絡先】の所掌 ④

復帰条件(続き)

●濃厚接触者となった場合、①②を満たせば、復帰を許可する。

①感染者と接触してから少なくとも14日間経過している。 ②14日間体調に問題ない。

●同居者が濃厚接触者となった場合、

◎熱・症状がない場合は、登校・就業は可能

◎同居者が有症状、PCR検査陽性となった場合、C危機対応責任者に報告する。

◎以後、保健所・本部の指示のもと●濃厚接触者としての取り扱いを実施する。

◎14日間継続して経過観察を行った後、復帰を許可する。

●新型コロナウイルス感染類似症状を呈した場合、①②を満たせば復帰を許可する。③を実施する。

①発症後8日以上が経過している(起算日:発症日を0日目)。

②薬剤^(a)を服用していない状態で、解熱後に72時間以上が経過しており、発熱以外の症状^(b)が改善傾向である(起算日:解熱日・症状消失日を0日目)。

(a) 解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤 (b) 咳・咽頭痛・息切れ・全身倦怠感・下痢

③その後1週間継続して経過観察を行う。

●●●●の場合、

◎個別対応チームで確認・許可、直接の連絡先から復帰指示を伝える。

◎復帰する日までの【経過観察表(理学)ないし(理学学生用)】を提出させて、登校・出勤を許可する。

【C 危機対応責任者】の所掌

- 感染者、●PCR検査対象者、●濃厚接触者、●同居者が濃厚接触者、●新型コロナウイルス感染類似症状を呈した場合 となった場合の対応を行う。

◎対象者Aに対して、**守秘のためB・C・Dで編成された個別のチーム**でその後の対応に当たる。

◎必要があれば、対象者の業務を他の人に分掌する。

- 感染者発生の場合、

◎提出された経過観察表の行動履歴をもとに大学内での2次感染の可能性を調査する。

- 感染者発生、研究科内行動履歴のある場合、

◎感染者の所属ブロックと、行動履歴のあるすべてのブロックの各危機対応責任者は、

◎危機管理委員会・危機対策本部・保健所と連携して、各ブロックの建物に関し、

◎感染者の行動履歴に基づき、管理建物又はエリアを閉鎖、建物入り口に注意看板設置

◎消毒作業などに協力する。

◎実験施設など、消毒に適さない場所の処理を管轄する。

◎各ブロック内の行動履歴に係る研究室や理学構成員に注意喚起を行う。

【D 総括責任者】の所掌①

- 感染者、● PCR検査対象者、● 濃厚接触者、● 同居者が濃厚接触者、
- 新型コロナウイルス感染類似症状を呈した場合

対象者Aに対して、**守秘のためB・C・Dで編成された個別のチーム**でその後の対応に当たる。
⇒ 責任者

【D 総括責任者】の所掌②

●感染者、●PCR検査対象者 ●濃厚接触者発生について

◎発生事象を【E 危機対策本部】に報告

⇒事務部

◎対象者の情報、発生場所、発生日時、2次感染の可能性の有無 など

◎【**確認書**】と【**経過観察表**】を本部に提出

◎症状回復、復帰条件を満たした場合、【E 危機対策本部】に【**経過観察表**】で報告

⇒事務部

●感染者発生の場合

◎保健所、危機対策本部と連携して閉鎖、消毒を行う

⇒事務部

◎危機管理委員会へ感染者発生情報を伝達

⇒責任者

◎部局内に行動履歴のある場合、

◎行動履歴のあるブロックの危機対応責任者に、感染者発生と行動履歴を連絡

危機対応責任者と連携して建物閉鎖、消毒、関係の構成員に注意喚起を行う

⇒責任者

◎部局間、他施設に行動履歴がある場合、危機対策本部の指示のもと関係部局、施設に連絡する。

⇒事務部

●感染した訪問者発生の場合

◎【危機対策本部】から、感染した訪問者の情報を受け取る

⇒事務部

◎保健所、危機対策本部と連携して、感染した訪問者の行動履歴をもとに消毒を行う

⇒事務部

情報伝達 電話連絡先

情報連絡網

- 危機管理委員会内メーリングリスト
050kikikanri@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp

- ・京都大学 危機対策本部 075-753-2226
- ・市役所 (危機対策本部より連絡)
- ・保健所 075-222-4245 (危機対策本部より連絡)
保険福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
- ・帰国者・接触者相談センター 075-222-3421